○農林水産省告示第二千三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町東藤川字白倉三六一の三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字白倉三六一の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

四　解除に係る保安林の所在場所　北海道斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

五　保安林として指定された目的　公衆の保健

六　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県賀茂郡河津町大鍋字大平七九四の二（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都西多摩郡檜原村字数馬六九八九から六九九一まで、字南郷五九七四の一、六一六八、六一六九、六一七〇の一、六一七一の一、六一七一の二、六一七三から六一七八まで、六一八〇、六二三二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都あきる野市戸倉字盆堀日影清水二〇三四・二〇四六の一・字久保川原二二七二・字刈寄谷二三九八・二四〇〇の二・二四〇六の一・二四〇六の五・二四〇八・二四〇九の一・二四〇九の二・字盆堀谷千ヶ沢二四二三・二四二四の三（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、字日向峯二三一一のイ・二三一一のロ・二三一九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二三二〇、字坂沢二三二三・二三二六・二三二九・二三四五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二三四〇、二三四七、字坂沢西ノ谷戸二三七一・二三八二・二三八五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二三五一、二三五二の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びにあきる野市役所及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道勇払郡むかわ町・浦河郡浦河町・虻田郡留寿都村（以上二町一村国有林。次の図に示す部分に限る。）、網走市・増毛郡増毛町・網走郡美幌町・むかわ町・沙流郡日高町・留寿都村（以上一市四町一村について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

むかわ町・浦河町・留寿都村（以上二町一村国有林。次の図に示す部分に限る。）、網走市・増毛町・美幌町・むかわ町・日高町・留寿都村（以上一市四町一村について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道網走市・浦河郡浦河町（以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）、網走市・磯谷郡蘭越町・虻田郡留寿都村（以上一市一町一村について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

○農林水産省告示第二千三百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡昭和村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。